令和　　年　　月　　日

**紹 介 状**

|  |  |
| --- | --- |
| ご紹介者  （ご担当） | （　　　　　　　　　　　　 ） |
| ご住所 |  |
| お電話番号 |  |

　日本公庫の「事業承継マッチング支援」の利用を希望する次の企業をご紹介します。

ご紹介先企業について

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| ご紹介先企業 |  |
| ご住所 |  |
| お電話番号 |  |

（通信欄）

支援機関のみなさまへのご案内

（本紹介状について）

日本公庫から事業資金のお借入のない方が、日本公庫の事業承継マッチング支援（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合、中小企業・小規模事業者支援に取組まれている団体又は専門家（以下「支援機関」といいます。）のご紹介（本紹介状）が必要となります。

※　本サービスは、原則として、日本公庫から事業資金のお借入がある方（ご完済日から起算して８年以内に、本サービスの申込登録をされる方を含みます。）を対象としています。

（留意事項）

①　本サービスにおいては、紹介先企業とその相手先のご希望が合致すると考えられる場合にのみ、お相手をご紹介しますので、必ずしもお相手をご紹介できるとは限りません。

②　本サービスにかかる費用は無料です。ただし、デューデリジェンスや契約書の作成等で、紹介先企業が、別の専門家の支援をご希望される場合は、その専門家に対して費用が発生する可能性があります。

③　日本公庫が支援機関に対して、紹介手数料など一切の報酬をお支払いすることはありません。

④　事業譲受に必要な資金について、日本公庫にご融資のお申込をいただくことは可能です。ただし、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

⑤　本サービスの申込登録後に、紹介先企業に対する支援機関の支援状況等を確認するため、担当部署から支援機関に連絡をいたします。

⑥　日本公庫から支援機関に対して、紹介先企業に対する日本公庫の支援状況等に関する情報提供はいたしませんので、あらかじめご了承ください。紹介先企業に対する日本公庫の支援状況等については、紹介先企業に直接お尋ねください。

⑦　本紹介状、本サービスの申込書及び添付書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

⑧　**本紹介状、本サービスの申込書及び添付書類は、日本公庫の支店ではなく、次表の担当部署に、直接ご提出いただくことになります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 住所 |
| 日本政策金融公庫　国民生活事業本部　事業承継支援室 | 〒100-0004  東京都千代田区大手町1-9-4  大手町フィナンシャルシティノースタワー |

　※ご不明点等ございましたら、日本公庫の最寄りの支店までお問合せください。